

# 平成24年度及び平成25年度

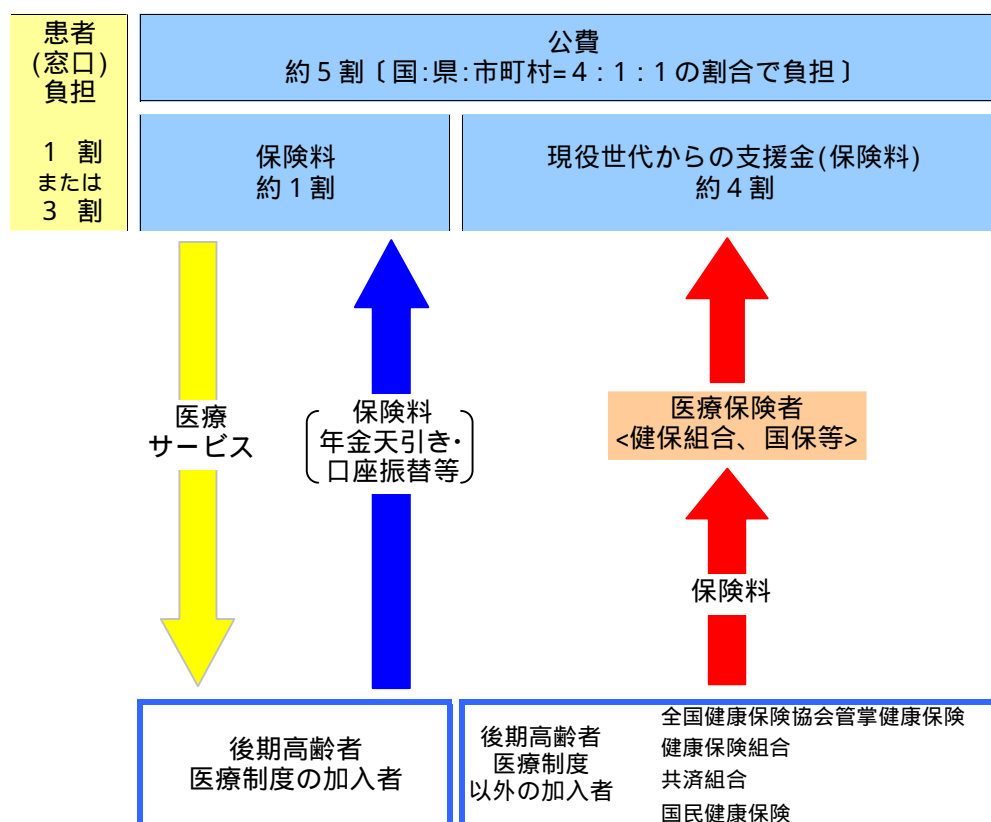
## 青森県後期高齢者医療保険料率設定に係る基本的な考え方

### 1. 後期高齢者医療制度のこれまでの歩み

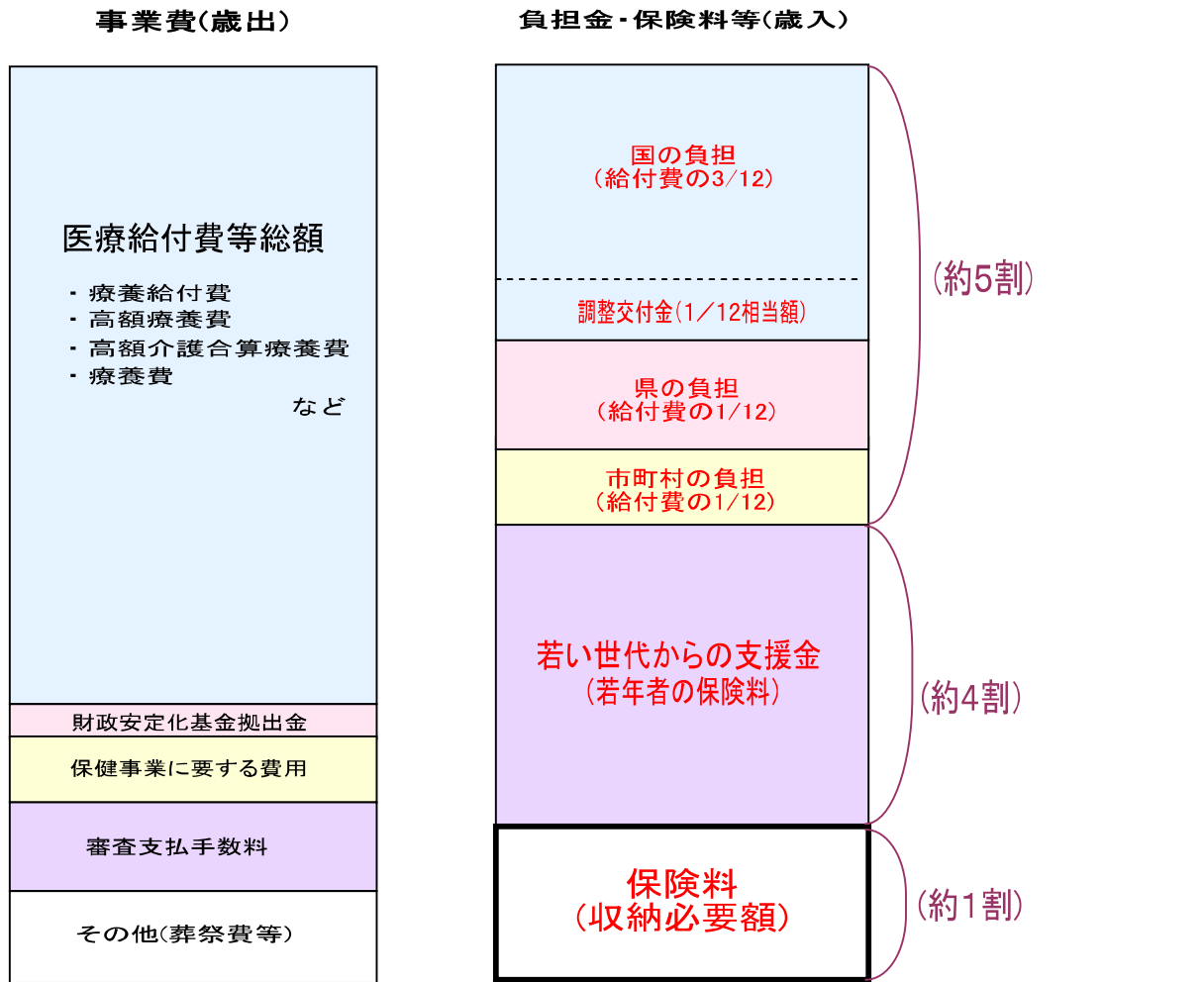
少子高齢化や医療技術の高度化等に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変化する中において、今後ますます増大する高齢者の医療費を支える現役世代と高齢者世代の負担を明確にするとともに、公平で分かりやすく将来にわたり安心して医療を受け続けられる医療保険制度とするために、平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されました。

この後期高齢者医療制度では、高齢者の医療費を「公費（税金）で約5割、若い世代からの支援金（保険料）で約4割、高齢者の保険料約1割」で負担するという分担のルールが明確にされました。

その後、今日に至るまで、制度に対する国民の方々の御意見等を踏まえ、様々な改善が図られてきております。

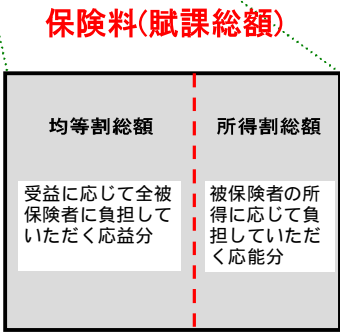


## 後期高齢者医療制度の財政及び保険料の概要



予定保険料収納率99.07%で見込まれる未納分の額を収納必要額に上乗せした額が、賦課総額となります。  
 $(\text{収納必要額}) \div (\text{収納率}) = (\text{賦課総額})$

- 【用語解説】**
- ・医療給付費 : 医療給付に要した費用から、自己負担金を除いた費用です
  - ・財政安定化基金拠出金 : 予想を上回る給付費の増加等に対応するために、県に設置されている基金への積立金です
  - ・審査支払手数料 : 医療機関から医療費が適正に請求されているか審査する費用と、医療費の支払いに要する費用です
  - ・保険料収納必要額 : 制度を運営するために必要となる保険料の総額です
  - ・予定保険料収納率 : 保険料のうち、確実に収納できると見込まれる保険料の割合です
  - ・所得 : 被保険者本人の総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した旧ただし書き所得額です



- ・均等割額 = 均等割総額 ÷ 被保険者数
- ・所得割率 = 所得割総額 ÷ 被保険者所得総額

## 2. 保険料率の改定に当たって

保険料率については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、療養の給付等に要する費用の額、保健事業に要する費用の額及び国庫負担並びに後期高齢者交付金等を踏まえて、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように算定し、後期高齢者医療広域連合の条例で定めることとされています。

このことを受けて、青森県後期高齢者医療広域連合においては、平成24年度及び平成25年度の保険料率を平成23年度中に設定することとなります。保険料率の設定に当たっては、国の方針等を踏まえ、以下の点に留意して算定を行うこととなります。

### (1) 後期高齢者医療保険料の上昇について

平成24年度及び平成25年度の保険料額については、何らの抑制策も講じない場合には、次の要因により、平成22年度及び平成23年度の保険料額に比べ、増加することが見込まれています。

< 保険料が増加する主な要因 >

一人当たり医療費の伸び

後期高齢者負担率( )の上昇

若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者世代の負担の均衡を図るため、負担の割合が2年ごとに見直されます。

(小数点第2位四捨五入)

	国が参考として示した数値 (全国単位の伸び率) (A)			当広域連合における各種伸び率 (B)		
	23年度 (対前年度)	24年度 (対前年度)	25年度 (対前年度)	23年度 (対前年度)	24年度 (対前年度)	25年度 (対前年度)
被保険者数	3.1%	3.5%	3.3%	2.8%	4.3%	2.4%
被保険者一人当たり医療費	2.6%	2.3%	2.4%	精査中	2.4%	2.4%
医療給付費	5.9%	5.9%	5.7%	精査中	6.9%	5.0%

【注】医療費と医療給付費

- ・医療費は、実際に診療に係る費用額のことです。
- ・医療給付費は、保険者(患者)の方が、病院等の窓口で支払う自己負担額1割または3割の額の残りの9割または7割の額であり、保険者が負担する費用です。

### 被保険者数

	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度見込	平成25年度見込
平均人数(人)	181,374	186,471	194,414	199,080
伸び率(対前年度)	3.2%	2.8%	4.3%	2.4%

【注】被保険者数については、住民基本台帳情報等をもとに、資格喪失等の見込みを勘案して推計しています。

### 被保険者一人当たり医療費

	平成22年度実績	平成23年度見込	平成24年度見込	平成25年度見込
金額(円)	789,355	精査中	試算中	試算中
伸び率(対前年度)	1.1%	-	2.4%	2.4%

### 後期高齢者負担率

	平成22・23年度	平成24・25年度
若い世代からの支援金(保険料)に係る負担割合	39.74%	39.49%
高齢者の保険料に係る負担割合	10.26%	10.51%

(2) 後期高齢者医療保険料の上昇抑制について

平成24年度及び平成25年度の保険料の増加が見込まれることから、国においては、保険料の増加を適正な水準とするための対応として、平成22年度・23年度において生じると見込まれる剰余金の全額を新保険料率の設定に係る収入として活用することに加え、県に設置されている財政安定化基金の取崩しによる対応を検討するなどとして、保険料率の設定を行うよう方針を示しています。

(3) 後期高齢者医療保険料の軽減措置について

平成24年度の保険料の軽減措置については、平成23年度と同様に、以下のとおり継続する予定です。

区分	軽減に該当するための条件	軽減割合
低所得者に対する軽減措置	均等割額が7割軽減される世帯( )のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入の年額が80万円以下で、その他の各種所得がない被保険者	均等割額 9割軽減
	均等割額が7割軽減される世帯( )の被保険者 ただし、均等割額が9割軽減措置の対象となる被保険者を除く。	均等割額 8.5割軽減
	総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額が58万円以下の被保険者	所得割額 5割軽減
被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減措置		均等割額 9割軽減 (所得割額なし)

被保険者とその世帯の世帯主の所得の合計所得が33万円以下の世帯。  
なお、所得とは総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額。

3. 当広域連合における保険料率の算定について

当広域連合においては、国が示した平成24年度及び平成25年度の保険料率の算定に使用する数値及び直近の診療実績を踏まえた医療給付費等の伸び率等を参考に、これまでの医療給付費の実績、今後の医療給付費の伸び及び被保険者数の推計等を踏まえて保険料率の算定を行っていますが、保険料額については、何らの抑制策を講じない場合、全国ベースと同様に増加が見込まれます。

そこで、以下の内容を踏まえた保険料率の設定を考えています。

(1) 保険料の上昇抑制

当広域連合においては、保険料の上昇抑制に係る国の方針を参考に、平成22年度・23年度の財政収支に係る剰余金及び県に設置されている財政安定化基金の活用等により、保険料率が平成23年度と同水準となるよう、平成24年度及び平成25年度の保険料率の算定を行っているところです。

なお、平成24年度及び平成25年度の保険料率については、平成24年2月開催予定の広域連合議会において正式に決定することとなります。

( 2 ) 保険料の収納対策

保険料の収納の確保は、被保険者間の負担の公平性はもとより、制度の安定的な運営を図るためには極めて重要であることから、保険料収納対策実施計画を策定し、収納対策に取り組んでいます。

保険料率の算定において当広域連合では、平成 2 2 年度保険料収納率「 9 9 . 0 7 % 」の実績値を用いています。

( 3 ) 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、県内全市町村に委託して健康診査事業を実施しています。

また、より効果的・効率的な健康診査を推進するため、健康診査推進計画を策定していますが、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度の健康診査に係る県全体の目標受診率を 2 5 % として、受診者数の増加を図ることとしています。

( 参考 平成 2 2 年度における健康診査受診率実績 1 6 . 4 3 % )

( 4 ) 葬祭費

これまでと同様、被保険者が死亡したときは、葬祭執行者に対し、葬祭費として 5 万円を支給する予定です。

( 5 ) 保険料の賦課限度額

保険料額の上限額については、国において、中低所得者の負担を軽減する観点から、政令を改正し、5 5 万円に引き上げることとしていることから、当広域連合では、保険料の上限額を 5 5 万円とする予定です。

( 6 ) 保険料の不均一賦課

県内市町村の状況を勘案し、離島等における保険料率の特例及び医療費の地域格差による保険料率の特例による不均一保険料の設定は行わない予定です。

平成22年度・23年度における都道府県別後期高齢者医療保険料一覧表

(平成22年3月30日厚生労働省による記者発表資料)

広域連合	均一保険料率		平成22年度 被保険者一人 当たり保険料額 (軽減適用後) (年額：円)	収入別の保険料額の例 (年額：円)		
	均等割額 (円)	所得割率 (%)		基礎年金受給者 (年金収入79万円)	平均的な 厚生年金受給者 (年金収入201万円)	
1	北海道	44,192	10.28	65,236	4,400	60,000
2	青森県	40,514	7.41	39,834	4,000	50,100
3	岩手県	35,800	6.62	38,116	3,500	44,500
4	宮城県	40,020	7.32	53,604	4,000	49,500
5	秋田県	38,925	7.18	37,498	3,800	48,300
6	山形県	38,400	7.12	39,999	3,800	47,800
7	福島県	40,000	7.60	45,268	4,000	50,200
8	茨城県	37,462	7.60	49,987	3,700	48,200
9	栃木県	37,800	7.18	48,997	3,700	47,400
10	群馬県	39,600	7.36	51,606	3,900	49,300
11	埼玉県	40,300	7.75	71,847	4,030	50,840
12	千葉県	37,400	7.29	65,822	3,700	47,400
13	東京都	37,800	7.18	87,135	3,700	47,400
14	神奈川県	39,260	7.42	85,292	3,920	49,210
15	新潟県	35,300	7.15	43,205	3,500	45,400
16	富山県	40,800	7.50	54,518	4,000	50,600
17	石川県	45,240	8.26	59,133	4,524	56,016
18	福井県	43,700	7.90	53,977	4,300	53,900
19	山梨県	38,710	7.28	46,381	3,870	48,440
20	長野県	36,225	6.89	47,360	3,600	45,500
22	岐阜県	39,310	7.39	54,403	3,900	49,100
22	静岡県	36,400	7.11	59,838	3,600	46,100
23	愛知県	41,844	7.85	76,051	4,100	52,300
24	三重県	36,800	6.83	49,279	3,680	45,832
25	滋賀県	38,645	7.18	56,038	3,864	48,148
26	京都府	44,410	8.68	71,630	4,441	56,360
27	大阪府	49,036	9.34	79,999	4,903	61,644
28	兵庫県	43,924	8.23	70,871	4,392	54,891
29	奈良県	40,800	7.70	63,990	4,000	51,100
30	和歌山県	42,649	7.91	49,787	4,200	53,100
31	鳥取県	40,773	7.71	47,535	4,000	51,100
32	島根県	39,670	7.35	43,573	3,960	49,370
33	岡山県	44,000	8.55	59,201	4,400	55,700
34	広島県	41,791	7.53	62,704	4,179	51,504
35	山口県	46,241	8.73	64,374	4,624	57,944
36	徳島県	43,990	8.03	47,909	4,300	54,400
37	香川県	47,200	8.81	62,781	4,700	58,900
38	愛媛県	41,227	7.84	49,149	4,120	51,790
39	高知県	48,931	8.94	52,805	4,893	60,600
40	福岡県	52,213	9.87	74,658	5,220	65,450
41	佐賀県	47,400	8.80	53,470	4,700	59,000
42	長崎県	42,400	7.80	49,472	4,200	52,600
43	熊本県	47,000	9.03	51,640	4,700	59,200
44	大分県	47,100	8.78	52,667	4,700	58,700
45	宮崎県	42,500	7.55	42,591	4,200	52,100
46	鹿児島県	45,900	8.63	44,199	4,500	57,400
47	沖縄県	48,440	8.80	54,574	4,844	59,872
	全国平均	41,700	7.88	63,083	4,170	52,300

平成22年度被保険者一人当たり保険料額については、平成22年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告より